

3 川監公第 1 0 号
令和 3 年 8 月 2 6 日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和 3 年 6 月 3 0 日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 5 項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子

(別紙)

3川監第465号
令和3年8月26日

NPO法人 国民の健康と生活を守る会
理事長 金屋隼斗 様

川崎市監査委員 寺岡章二
同 植村京子

川崎市職員措置請求について（通知）

令和3年6月30日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第1 監査委員の除斥

本件措置請求において、浅野文直監査委員及び山田晴彦監査委員については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

第2 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1（事実証明書は添付省略）のとおり、市が各務雅彦議員及び吉沢直美議員に対する違法な支出に充てられた政務活動費の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行わせるよう川崎市長に対し勧告することを求めている。

2 請求の受理

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和3年6月30日付けでこれを受理し、監査対象局を議会局とした。

第3 個別外部監査契約に基づく監査が相当であると認めなかった理由

1 個別外部監査制度とは、監査請求の事案が、監査委員が有する専門的知識以外の事案であり、監査委員が外部の専門家に監査を委託する必要があると判断したときに、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当と認めるものである。

2 本件措置請求については、財務会計上の行為のうち、財産の管理を怠る事実について主張するものであり、監査委員の有する専門的知識の範囲内であると判断されることから、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。

3 監査委員は、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない旨、法第198条の3第1項に規定されていることから、監査委員の中立性は法律により義務付けられており、その趣旨に沿って努力しているところである。

4 以上により、本件措置請求は、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められず、法第252条の43第9項の規定により、法第242条第1項の請求であったものとみなし、監査対象局を議会局として監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第242条第7項の規定に基づき、令和3年8月4日、請求人から陳述の聴取を行った。請求人の陳述の際、同条第8項の規定に基づき、議会局の職員の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙2のとおりである。

2 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、令和3年8月4日、本件措置請求に係る事実関係の確認のため、関係人調査を行った。

関係人調査の対象は、各務雅彦議員及び吉沢直美議員とした。

3 監査対象事項

本件政務活動費の支出に関して、市長に違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるかを監査対象とした。

第5 監査の結果

1 前提事実の確認等

関係各資料の調査の結果、本件に関する前提事実は以下のとおりである。

(1) 政務活動費について

ア 概要

政務活動費は、法第100条第14項から第16項までの規定を根拠とするもので、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成13年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）及び川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成13年川崎市規則第16号。以下「規則」という。）に基づき、会派及び議員に対し、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付される。市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、川崎市議会が作成した「政務活動費の運用指針（以下「指針」という。）」によると、その用途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

また、政務活動費の運用の基本的指針として、次の4点が挙げられている。

(ア) 政務活動について

普通地方公共団体の議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定、重要な契約の

締結並びに財産の取得及び処分等について議決権を有する。

さらには、近時の社会情勢の複雑化に伴い、多様化・高度化する地域住民の要求に応えるための行政施策等に対する迅速かつ適切な審議が求められている。こうした中、議会の構成員である議員ないし会派には、地方行政等に関する諸制度、当該地方公共団体の抱える政治的、行政的諸課題、さらには諸外国の動向等に対する広範な知識が必要とされ、これらについての不断の調査研究等の活動が不可欠となっており、議員活動の活性化を図るため、要する経費の一部を政務活動費として交付するものである。

(イ) 実費弁償の原則

政務活動費は、市政調査研究その他の活動のために、実際に要した費用に充当する実費弁償を原則とする。

(ウ) 按分による支出

会派及び議員による、「調査研究その他の活動」（政務活動）と、それ以外の「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」などが渾然一体となつて行われ、調査研究その他の活動に資する部分が明らかで無い場合は、全額を政務活動費によって支出することは不適當であり、他の活動の実績に応じて按分し支出する按分の考え方を導入すべきものとする。

(エ) 執行にあたっての原則

政務活動費の使途については、指針によるほか、会派又は交付対象議員の自律的な判断に委ねられているため、政務活動費が調査研究その他の活動に資するため必要な経費を賄うものであることを踏まえ、会派及び交付対象議員の責任において適正な執行に努めることとする。

政務活動費が公金であることから、使途内容についての透明性確保が求められているため、会派又は交付対象議員において市民への説明責任を果たすとともに、支出伝票及び政務活動記録票における説明の充実等に努めることとする。

イ 政務活動費の交付対象と充てることができる経費

政務活動費の交付対象は、条例第3条では、会派及び当該会派の議員で、議員1人当たりにおいて①会派に対して月額450,000円又は②会派・議員に対して、会派に月額50,000円、議員に月額400,000円のいずれかの選択制として、所属議員数を乗じて得た額を会派に交付するとしている。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例第10条別表に、次のとおり規定されている。

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市	会場借上料、委託料、講師謝

	の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅費等
4 要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6 資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7 人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8 事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9 事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

ウ 交付等の事務手続の流れ

(7) 交付申請手続（条例第5条第1項）

政務活動費の交付を受けようとするときは、会派の代表者及び交付対象議員は、年度当初に議長を経由して市長に申請する。

(イ) 交付決定（条例第5条第2項）

市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、議長を経由して会派の代表者又は交付対象議員に通知する。

(ウ) 支出請求（規則第3条、第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、毎月政務活動費の請求を行う。政務活動費は毎月10日に交付される。

(エ) 政務活動費の活用、整理・調製（条例第9条、指針）

政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。また、交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。政務活動費を活用する際には、支出伝票の作成、領収書等整理（支出伝票に貼付等）、会計帳簿の記帳等を行う。また、四半期ごとに支出伝票、領収書等、会計帳簿等の整理・調製を行う。

(オ) 収支報告書等の提出（条例第11条、指針）

会派の代表者及び交付対象議員は、交付翌年度の4月30日までに、交付に係る収入及び支出について議長に報告する。この場合、収支報告書のほか、支出伝票一覧表（写し）、支出伝票（写し）、領収書等（写し）、政務活動記録票（写し）等を提出する。議長はこれらの提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出する。

(カ) 剰余金の返還（条例第12条、規則第11条）

交付された政務活動費に剰余金が生じた場合、会派の代表者及び交付対象議員は、市長の発行する納付書により、速やかに返還を行う。

(キ) 議会局による点検・確認作業、閲覧準備等（指針）

議会局は、会派の代表者又は交付対象議員から提出された収支報告書等を閲覧に供するに当たり、記載・押印漏れ、添付書類の不備、費用弁償との重複、按分率等の説明漏れ及び合計額等の確認などの形式的要件の確認を行うとともに、個人情報のマスキングを行う。

(ク) 収支報告書等の閲覧（条例第15条、規則第14条）

議長は、交付翌年度の6月30日から収支報告書等を一般の閲覧に供する。

(ケ) 関係帳簿の保管（規則第9条、指針）

会派の経理責任者及び交付対象議員は、収支報告書、支出伝票一覧表、支出伝票、領収書等、会計帳簿関係書類、事務所台帳等を収支報告書提出日の属する年

度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管する。

(2) 各議員による支出について

請求人が対象としている令和元年度の政務活動費の支出は、次のとおりである。

ア 各務雅彦議員（以下「各務議員」という。）

広報・広聴費として、プランエム（以下「A社」という。）に対し、令和2年3月30日付け、同月31日付けで合計1,100,550円を支出した。

イ 吉沢直美議員（以下「吉沢議員」という。）

広報・広聴費として、A社に対し、令和2年3月24日付け、同月28日付けで合計556,880円を支出した。

2 監査委員の判断

(1) 政務活動費の性格について

法第100条第14項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」とし、条例第2条では、「会派（所属議員が1人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない」としている。

これらの政務活動費に関して、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁第三小法廷平成22年3月23日判決）とされ、政務活動費の執行について「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁第一小法廷平成21年12月17日判決）とされている。

これらの判例の趣旨を踏まえると、政務調査費の後身である政務活動費は、関係法令を遵守するとともに、政務活動費をどのように使用するかは、会派及び議員の自主性が尊重されなければならない一方で、政務活動費が市の公金であることから、用途内容について透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

(2) 本件各支出の違法性について

ア 各務議員及び吉沢議員（以下「両議員」という）に共通した広報・広聴費について

請求人は、支出先であるA社について、所在地が特定できず、電話番号を短期間に繰り返し変更するなど、実体を確認できず、業者選定に疑義があるとし、A社には定められた料金設定もなく、意図的に請求項目を増やし過大に請求し、違

和感のある請求項目、単価及び諸経費と考えられ、事業主が過去に2度も刑事告発されたことから、政務活動費の支出先としてふさわしくない旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(ア) 調査結果について

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。

両議員によると、A社は代表の栄木真由美氏（以下「X氏」という。）が運営する個人事業の屋号であるところ、A社はレンタルオフィス事業者が提供するバーチャルオフィスサービスを購入し、当該サービスの拠点の1つの住所を事業場の住所として設定していた（両議員提出資料「添付資料1」）。

なお、上記のバーチャルオフィスサービスでは、事業主が事業場の住所として利用できるオフィス住所をレンタルするとともに、郵便物の転送、電話代行、貸会議室等のオフィスに必要な機能を提供しており、上記住所に法人の登記もできるとされている（同「添付資料2」）

A社の電話番号の変更について示すと次のとおりである。

電話番号	本件措置請求の各資料により確認した日付
03-68●●-●●●●（本件支出に係る連絡先。以下「電話番号1」という。）	令和2年3月24日、同月28日、同月30日、同月31日及び同年6月30日
080-●●●●-●●●●	令和2年8月16日
0120-●●●●-●●●●	令和2年8月20日
050-●●●●-●●●●	令和2年12月16日
03-44●●-●●●●	令和3年4月20日

両議員によると、A社の住所をX氏に確認したところ、X氏の名刺に記載されたA社の住所は誤記があり、本件措置請求で提示された電話番号のうち、市政報告の作成等を依頼した令和2年3月までのものは電話番号1で、その他の番号は無関係であるとしている。

支出伝票の備考欄に記載された項目について、領収書にある「文書作成・校正料」とは、デザインの方向性を決定して各担当者に作業を振り分け指示を行うなど成果物完成までの管理監督を行うことに係る費用で、「デザイン料」とは、デザインの方向性を具体的な形にする作業に係る費用で、「データ作成料」とは、原稿データを印刷会社指定のフォーマットに加工調整する作業に係る費用であり、いずれも一般的な内容で何ら特殊なものではないとしている。

印刷料の単価について、両議員は、事業者が仕入れコスト、諸経費、納期等の様々な要因を考慮し営業努力を踏まえて決定するものであり、第三者が「数量

が多くなれば安く設定されるべき」と決定すべきものではなく、依頼した市政報告が単価に見合わないとは考えていないとしている。

また、市政報告の作成などの依頼先としてA社を選定した際、X氏が過去に2度も刑事告発されたことは、両議員とも全く認識がなかったとしている。

なお、両議員は、市政報告の作成などのA社への依頼に当たり、見積書等は徴取せず、事前に口頭で料金を確認したとしている。

(イ) 判断

指針によると、「広報・広聴費は、会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費」としている。

そこで検討するに、A社は前記バーチャルオフィスサービスを利用しており、名刺に記載された住所地にA社が所在していることを前提とするものではなく、事業主の名刺の住所に誤記があったことやA社の電話番号に齟齬があったことは認められるものの、このようなバーチャルオフィスを利用することに違法性等の問題があるわけではなく、また、それらの記載の誤りをもって、A社の実体が不明であると認めることは困難である。

そして、支出伝票に添付された領収書の項目、諸経費及び委託料について、両議員によると、市政報告を作成するに当たって、事前に金額を口頭で確認し、伝えたい内容の文章のたたき台等を作成し、A社が文字の大きさや内容を要約しているとしており、両議員が説明しているA社の作業内容や作業範囲等を考慮すれば、その内容や金額に特段の疑義があるとは認められない。

なお、請求人は、A社の代表者であるX氏の刑事告発歴を問題とするようであるが、たとえ当該事実があったとしても、直ちにA社が支出先としてふさわしくないとはいえない。

その他、本件支出が違法であると認めるに足りる証拠はなく、請求人の上記主張は理由がない。

イ 各務議員の広報・広聴費について

請求人は、令和2年3月30日付け、同月31日付け合計110万550円の広報・広聴費の支出について、支出伝票（整理番号3012）に添付されたA社の領収書上のポスティング枚数（3万2000枚）と支出伝票（整理番号3013）に添付された株式会社ニッケン石橋（以下「C社」という。）の請求書上のポスティング枚数（4万5000枚）の合計枚数（7万7000枚）が、支出伝票（整理番号3011及び3012）に添付されたA社の領収書上の合計印刷部数（5万7500枚）よりも多いことから、支出伝票等の内容に虚偽記載の可能性がある、2019（令和元）年12月5日に市政報告（VOL1）を他社へ発注

した金額と比較しても、2020（令和2）年3月30日にA社に発注した市政報告は高額であり、それを各務議員のホームページでも公開していないことから、極めて不自然である旨主張している。

また、A社の下請事業者から提出された回答書（本件措置請求添付1）には、「令和2年4月15日にA社へ市政報告のデータを送り、同月30日付けでA社に請求書を発行しており、各務議員が作成した支出伝票上のポスティング実施年月日である同月30日には成果物は存在しておらず、政務活動費の使い切り目的で不当に支出していたと疑わざるを得ない」旨が記載されており、政務活動費に求められる透明性及び適正性に反するため、当該支出は認められない旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(7) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。

本件支出の対象となった成果物は、全て現物として提出されているところ、各務議員によると、本件措置請求資料1の「2020年3月30日」付けの領収書の件名（市政報告VOL1）は正しくは「市政報告VOL2」で、「2020年3月31日」付けの領収書の件名（市政報告VOL2）は正しくは「市政報告VOL3」であり、上記「2020年3月30日」付けの領収書の印刷部数1万7500部との記載は誤りで、実際は4万5000部の印刷を依頼し、3つ折り作業は依頼していなかったと説明している。

これらの点について、各務議員は、令和3年7月29日付け「収支報告書等修正届（交付対象議員用）」を追加提出し、上記支出伝票の印刷部数を4万5000部に修正し、3つ折り作業の項目を削除した（各務議員追加提出資料「添付資料3」）。

上記各領収書の記載内容を誤った理由について、各務議員によると、内容を精査せずに支出伝票を作成したためであるとし、領収書の記載内容を問い合わせたところ、A社から「別の顧客の受注内容と取り違えて領収書を作成した」、「自らのミス理由とする委託料の過少請求であるため、委託料差額の追加請求は行わない」との申出を受けたと説明している。

A社に4万5000部のポスティングを依頼しなかった理由は、各務議員の選挙区である多摩区のポスティング事業者のC社にも依頼したいと判断したため、別会社に依頼した最初の市政報告（VOL1）よりも、A社に依頼した市政報告（VOL2及びVOL3）が高額になったのは、VOL1を依頼した事業者の本業がチラシ作成ではなく、市政報告作成の経験がなく作業範囲が狭かったこと、部数が少なかったことなどによるものであるとしている。

市政報告（VOL 2 及びVOL 3）がホームページに登載されていないことについて、ホームページへの登載の認識はあったが、そのやり方を覚えておらず、確認等に時間を要すると思ひ、後回しにしたことによるものであり、ホームページの管理スキルに起因するものとしている。

本件支出に係る年月日について、令和2年3月の議会終了後に、議会における活動報告を含めた内容の掲載を検討していたため、A社への依頼が令和2年3月下旬となってしまったが、A社において作成作業を進めていたため、成果物を確認する前に同月30日に全額を支払ったとしている。

また、当該支出伝票に記載されている実施年月日は、ポスティングのみの記載ではなく、上記各市政報告の作成等を依頼したことに係る支出日を実施日として記載したもので、上記支払に当たって、印刷物やポスティング枚数・実施報告などの確認は行っていなかったとしている。

（イ） 判断

指針によると、「広報・広聴費は、会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費」としている。

そこで検討するに、支出伝票の記載内容と実際に行った市政報告（VOL 2 及びVOL 3）のポスティング枚数に大きな相違があり、いずれの成果物も完成する前にポスティングを含めた費用を支払い、その領収書が発行されるなど、金額の確認や支出の管理方法について疑義があるものの、各務議員によると、他の市会議員がA社に市政報告の作成等を依頼していたことから信用して依頼したというもので、各務議員が説明しているA社に依頼した具体的な作業内容、作業範囲等のほか、実際の印刷枚数よりも支出金額が少なかったことも併せ考慮すれば、政務活動費の支出の透明性の確保や説明責任に問題がないとはいえないが、本件支出が不当に高額であるとまで認めることは困難である。

その他、本件支出が違法であると認めるに足りる証拠はなく、請求人の上記主張は理由がない。

ウ 吉沢議員の広報・広聴費について

請求人は、令和2年3月24日付け、同月28日付け合計55万6880円の広報・広聴費の支払について、吉沢議員は市政報告を見せてほしいとの支援者からの依頼に対し、一旦拒否したが、数週間後に名前のスペルが間違えた低品質な市政報告を送ったため、隠蔽工作で急ぎよ作成された可能性があり、支出伝票に添付された領収書（本件措置請求資料2）に記載された紙の種類と違う紙（より薄いもの）を市政報告に使用しており、領収書の内容が虚偽であることなどから、当該支出は認められない旨主張している。

以下、本件支出が違法といえるかについて検討する。

(7) 調査結果

関係人の提出資料及び調査によって認められた事実は以下のとおりである。

本件支出の対象となった成果物（本件措置請求追加証拠⑦及び⑧）は、請求人から全て現物として提出されているところ、吉沢議員によると、市政報告の吉沢議員の名前のスペルに誤りがあったが、他に同様の指摘を受けたことはなく、令和2年3月議会の報告を盛り込むため作成時期が年度末になってしまったとしている。

また、支援者らしき人から印刷会社の紹介依頼をメールで受信した際、A社ではない別会社を紹介したが、当初の問合せが後援会の入会に関するものであったため、後援会の入会案内チラシを作成した別会社を紹介したもので、A社を隠す意図は全くなかったとしている。

A社の領収書に記載された紙の種類が実際と異なっていた点については、吉沢議員がA社に対して、郵送料を安価に抑えることを目的に、より薄い紙（コート73）を依頼したものの、A社において通常使用する紙が「コート90」であったため、誤記したものであると説明している。

また、上記支払に当たり、印刷物（1万6000部）のうち、3つ折り分（8000部）については、令和2年3月中に吉沢議員の手元に届き、全て郵送若しくは駅立ちで配布するなどし、ポスティング（8000部）については中原区住人の4分の1の数量とし、A社から電話でポスティングの実施報告を受けたとしている。

(イ) 判断

指針によると、「広報・広聴費は、会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費」としている。

そこで検討するに、前記認定した事実によれば、吉沢議員の市政報告の内容について、名前のスペルミスや領収書の記載とは異なる紙が使用されていたことは認められるものの、吉沢議員が指定した紙（コート73）はA社が通常使用しないタイプの紙であったため、実際にはより単価が高くなった可能性もあり、これをもって本件支出に見合うようなサービスが提供されていないとか、領収書の虚偽記載が行われたとまで認めることは困難である。

その他、本件支出が違法であると認めるに足りる証拠はなく、請求人の上記主張は理由がない。

(3) 結論

以上のとおり、本件各支出について違法若しくは不当と認めることはできないか

ら、請求人の上記主張はいずれも採用できない。

よって、本件措置請求はこれを棄却する。

3 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

政務活動費は、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の審議能力の向上、議会の活性化に資することを目的としているものであり、会派及び議員は、その使途について市民に説明責任を負うことを認識して、適正に使用することが求められている。

今回の監査において、議会局に提出された収支報告書を確認したが、いくつかの疑義が判明している。

具体的には、支出伝票の使途内容及び数値に誤りがある事例が判明しており、誤記を理由として、一部については修正手続がとられているが、支出伝票は、使途内容の透明性確保の基本であり、内容を精査の上、正確に支出伝票を作成されたい。

また、その過程において、印刷物やポスティングの履行の確認がなされていない事例も判明している。

通常、印刷物を作成する場合には、見積書の徴取、発注、履行、履行確認、請求、支払、領収書の発行という流れが一般的な商慣行になっており、こうした流れに沿って進めることが透明性の確保及び市民への説明責任につながっていくものとする。

指針においては、支出を証明する書類として、見積書、実施報告書を求めているが、これを不要とする趣旨ではなく、政務活動費の支出の透明性を確保するため、日頃からこれらの書類を整えておく姿勢も必要であると思料する。

会派及び議員においては、引き続き、政務活動費が公金であることを意識し、使途内容についての透明性を確保し、市民への説明責任を果たすことができるよう、支出伝票及び政務活動記録票等における説明の充実等を望むものである。

川崎市職員措置請求書

川崎市監査委員 殿

令和 3 年 6 月 3 0 日

請求人

【住所】 (省略)

【氏名】 NPO 法人 国民の健康と生活を守る会
理事長 金屋 隼斗

第 1 事業の概要

第 2 請求の要旨

①各務雅彦(かがみ まさひこ)に対し政務活動費 1, 1 0 0, 5 5 0 円の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

②吉沢直美(よしざわ なおみ)に対し政務活動費 5 5 6, 8 8 0 円の返還請求権を行使することを怠っていることから、これを行行使するよう川崎市長に対し勧告することを求める。

第 3 請求の原因

①対象となる財務会計行為

(1) 各務雅彦(かがみ まさひこ)に対するもの

各務雅彦は令和元年度、広報・広聴費として、プランエムに対し、令和 2 年 3 月 3 0 日付、令和 2 年 3 月 3 1 日付で合計 1, 1 0 0, 5 5 0 円の政務活動費を支出している(資料 1)

(2) 吉沢直美(よしざわ なおみ)に対するもの

吉沢直美は令和元年度、広報・広聴費として、プランエムに対し、令和 2 年 3 月 2 4 日付、令和 2 年 3 月 2 8 日付で合計 5 5 6, 8 8 0 円の政務活動費を支出している(資料 2)

②財務会計行為の違法性

(1) 序論

政務活動費は、「地方自治法」の規定により制定された「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」に基づき、会派および議員に対し議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、交付されるものである。

また、交付された政務活動費に余剰金が生じたときは返還しなければならないとされているため、年度末の3月31日付近に駆け込み需要のように使われることはあってはならない。

市政報告などの住民への報告は、年度を通じて定期的に行なうべきであり、年度末に集中してなされるべき必然性はない。政務活動費の元手は住民の税金である以上、使用には高い透明性と適正さが求められる。

(2) 両議員ともに共通した違法性

A. 実態不明な選定事業者

両議員が委託契約を交わすプランエムの所在地について、支出伝票に添付の領収書またはプランエム代表の名刺には、東京都港区浜松町2-2-5浜松町ダイヤビル2階（資料3）と記載されているが、所在地を訪問したところ違うビル名である『営和ビル』が存在しているため、領収書記載のビル名である『ダイヤビル』は存在しない。

調査を重ねた結果、他議員もプランエムと委託契約を交わしていた事実を把握するものの、他議員の領収書記載の住所は浜松町2-2-15となっており番地が異なっている。

こちらの所在地にも訪問したところ、看板はビル名でなくハイツ名の『ダイヤハイツ』と記載があり、2階にはプランエムの表札等は一切なく、『バーチャルオフィス』（資料4）と掲示されているため、どちらの所在地も選定事業者の実体が不明であることを示している。

また、議員によって領収書記載の電話番号も異なっているが、真つ当な事業者であれば電話番号を使い分けたり、幾度となく電話番号の変更をすることは考えられない。（資料5）

そのため、両議員の支出先であるプランエムは、実体の確認できない事業者であり、架空請求または領収書記載の項目を適切に行なわれていない可能性がある。

政務活動費の支出には、前途のように透明性と適正さが求められており、政務活動費の運用指針でも「広報物の委託先は選定理由および委託内容を明確にした上で契約を締結」することが求められているため、委託事業者の選定に疑義がある。

また、領収書の住所の虚偽および電話番号を短期間で繰り返し変更する真つ当でない事業者への支出は適正性に反するため、その支出は認められない。

B. 違和感のある請求書項目および単価

両議員とも、領収書記載の上から4つの項目（文書作成料・ディレクション料・デザイン料・データ作成料）は、通常であれば全て1つにされる項目である。プランエムは広報物の

作成および印刷等を下請け事業者へ丸投げしているが、下請け事業者の請求書の記載項目は1つのため、プランエムは意図的に請求項目を増やしていると考えられる。

チラシは訴えたい内容を文章化し、それを印象的に伝えるためデザインして作成するのに項目を分ける必然性はない。また、文章もデザインも「データ」にはかならないので、データ作成料が項目化されているのは理解できない。

更にディレクション料（指導料の意味か？）に至っては趣旨不明である。

したがって、項目を作為的に増やし過大に請求するためのカラクリとしか考えられない。

単価については、印刷物5,500枚でも40,000枚でも印刷料のチラシ単価6円と同額であるが、通常の印刷会社は数量が多くなれば1枚当たりのチラシ単価は必然的に安くなる。

諸経費についても、385,550円でも713,900円でも一律37,000円と同額なのは、社会常識的にありえないため、定められた料金設定はなく金額を操作していると考えられない。

C. 2度も刑事告発歴のある個人事業者

両議員が年度末に政務活動費で支出した事業者（個人事業者）であるプランエムは、過去に2度も刑事告発をされた人物が単独で事業を行なっている。（資料6）

税金である政務活動費の支出先として相応しくないため、支出は認められない。

(3) 各務雅彦（かがみ まさひこ）に対するもの

各務議員のプランエムの領収書について、支出伝票の実施年月日では年度末の3月30日に市政報告書VOL2（資料7）を1万7500枚の印刷した他、同日に市政報告VOL3（資料8）を4万枚の印刷し、併せて計5万7500枚の印刷をしたことになっている。

しかし、プランエムには同日の3月30日に3万2000枚のポスティング料を支出しているが、同日の3月30日に地元のポスティング専門業者である(株)ニッケン石橋に対しても4万5000枚のポスティング料を支出した領収書および支出伝票(資料9)があるため、計7万7000枚のポスティングをしていることになる。

つまり、3月30日に作成した市政報告VOL2・VOL3の合計印刷部数は5万7500枚なのに対して、同時日の3月30日には計7万7000枚(プランエム3万2000枚、(株)ニッケン石橋4万5000枚)のポスティングをしているため、印刷部数よりポスティング枚数が約2万枚も多いのは請求書虚偽の可能性を疑わざるを得ない。

2019年12月5日に市政報告VOL1を2万7780円（資料10）で他社へ発注しながら、年度末の2020年3月30日にVOL2・VOL3をそれぞれ約38万円、約71万円という高額でプランエムへ発注したものの、自身のHP（資料11）にはプランエムが作成したVOL2・VOL3のチラシを公開しないことについても極めて不自然である。

プランエムが丸投げする下請け事業者より書面で回答書（添付1）を頂いたが、そこには「年度末に余った予算の政務活動費取得目的で行なった」「監査の際の担保に少々いるために作成した」「そもそも完成データは年度後の4月15日に送っている」「プランエムから請求額を上げる不正行為のアドバイスを求められた」など使い切り目的や不当に支出していたと疑わざるを得ない回答をもらう。

また、プランエムの下請け事業者は4月15日にプランエムへ完成したチラシデータを送り、4月30日付（資料12）にプランエムへ請求書を発行しているため、各務議員の収支報告書記載のポスティング実施年月日の3月30日は、現物は存在していないはずである。

そして、下請け事業者の回答書には「監査の際の担保に少々いるため作成した」とあるため、監査委員へ証拠印刷物として提出するのを目的として少数の部数を印刷するなど、あらかじめ隠蔽工作を企てていた可能性もあり極めて悪質である。

したがって、委託内容および金額に不当性があり、政務活動費として求められる透明性・適正性に反するため、その支出は認められない。

（4）吉沢直美（よしざわ なおみ）に対するもの

吉沢議員は、年度末の3月24日（市政報告VOL1）と3月28日（市政報告VOL2）に立て続けでプランエムと委託契約を交わし領収書が存在するものの、プランエムが丸投げする下請け事業者は吉沢議員のチラシは請け負っていないと証言する。

そのため、2020年7月下旬に「市政報告のチラシを見せて欲しい」と吉沢議員の支援者から吉沢議員にお願いしたところ、一旦は拒否されるが数週間後に素人が作成したような市政報告チラシが送られてきたため、隠蔽工作で急きょ作成した可能性がある。

市政報告チラシの内容はVOL1『学校で手話ダンスを！台風被害について』、VOL2『タワーマンションの防災力を向上！平間、向河原の踏切対策！胎児育児の支援！』（資料13）などで、新型コロナのニュース一色の時期に、関連性がほとんどない市政報告を、実施年月日の2020年3月30日に作成配布したとは考えられない。

また、送られてきた市政報告チラシには、名前のスペルがNAOMI（なおみ）ではなく

NOMI（のみ）（資料14）と間違っているため、低品質で粗悪なチラシと言える。

チラシを見て直ぐに気がつく一番大切な自身の名前との間違いを、プランエムも吉沢議員も気付かないのは、隠蔽工作で急ぎょ作成された可能性以外は考えられない。

その後、2020年9月上旬に吉沢議員の支援者より、「市政報告チラシを作成した印刷会社を紹介してほしい」と吉沢議員にメールしたところ、プランエムではない別会社（資料15）を紹介して支援者にまで嘘をつくことから、悪行を隠すためと考えざるを得ない。

吉沢議員がプランエムに発注されている内容と同じ見積りを吉沢議員が市民に紹介した会社から頂いたところ、項目全てが圧倒的にプランエムより安価である。（下記の表参照）

そのため、本件についての委託事業者の選定に疑義がある。

プランエムと紹介会社の印刷費等の比較（共にA4両面）

	デザイン料	印刷代（三つ折り含む）	送料、諸経費	合計（税抜き）
プランエム	156,000円	114,000円 (16,000枚)	37,000円	307,000円
紹介会社	49,500円	79,200円 (18,000枚)	6,000円	134,700円

※合計ではプランエムのポストिंग代を除いています。

以上のことから、吉沢議員は実態不明の事業者（個人事業者）であるプランエムと共謀し政務活動費を不当に使い切り、政務活動費を返還することを免れ、財産上不法の利益を得た可能性が極めて高いと考える。

したがって、委託内容および金額に不当性があり、政務活動費として求められる透明性・適正性に反するため、その支出は認められない。

③請求者

請求者であるNPO法人国民の健康と生活を守る会は、区役所との協同事業をはじめ、就労相談支援、生活困窮者のサポートなどの社会貢献活動を行なっている市民団体です。

2020年6月に市民の方から一通の情報提供メールが届きました。

内容は、「領収書プランナーの誘惑に負けた一期目の議員たち #川崎市議会議員」などがSNSで投稿されており、信憑性は低いですが、たくさんの市民が新型コロナウイルスで大変の状況の中、本当に議員が不正行為をしていたら許せないだった。

私たちの団体は『自分だけが良ければいい！そんな人間になりたくない！』をスローガンに掲げ地域活動しているため、看過することができなかった。

そのため、新人議員を対象に調査を行なった結果、各務雅彦議員および吉沢直美議員の令和元年度の政務活動費にいくつかの疑わしい支出を発覚する。

その後、約一年間という多大な時間と労力を使い徹底的に調査を行ない、疑わしい支出の実態を証明する様々な証拠が整ったため、監査請求を起こすことにした。

④地方自治法第242条第1項の規定により、以下の添付資料を添え、必要な処置を請求する。

陳述書	プランエム下請け事業者社長からの陳述書
添付1	プランエム下請け事業者社長からの各務議員に関する回答書
資料1	各務雅彦議員がプランエムへ広報・広聴費から支出した領収書及び収支報告書
資料2	吉沢直美議員がプランエムへ広報・広聴費から支出した領収書及び収支報告書
資料3	プランエムの所在が実態不明である証拠
資料4	プランエムのもう一つの所在地にあるバーチャルオフィス
資料5	プランエムは各議員によって電話番号が異なる証拠
資料6	プランエム代表の刑事告発歴
資料7	各務雅彦議員がプランエムへ依頼した市政報告書VOL2
資料8	各務雅彦議員がプランエムへ依頼した市政報告書VOL3
資料9	各務雅彦議員が地元業者へ依頼したポスティング料の領収書
資料10	各務雅彦議員がプランエムでない他社へ依頼した市政報告書VOL1
資料11	各務雅彦議員のHPにはプランエムの作成物は公表しない
資料12	プランエム下請け事業者からプランエムへの請求書
資料13	吉沢直美議員の市政報告チラシ
資料14	吉沢直美議員の名前を間違えた市政報告チラシの拡大写真
資料15	吉沢直美議員が支援者に偽りの事業者を紹介したメール

個別外部監査請求とその理由

川崎市内には、真つ当な印刷会社が多数存在するのにも関わらず、両議員が委託契約を交わしているプランエムは、川崎市外の個人事業者、所在地は虚偽で実態不明、社会常識的にありえない単価設定、2度も刑事告発歴のある代表、成果物は名前を間違える粗悪なチラシ、議員本人も市民へ紹介できない事業者である。

本件の監査請求は監査委員4人のうち議員選出の2名が除斥されるが、他2名の監査委員においても以下の理由により公平公正な判断が困難であることも推測される。

プランエム代表の栄木真由美氏は、元神戸市議会議員（自民党系会派）を経験しており、数年前に大きく報道されていた政務活動費を架空の領収書で騙し取り、詐欺罪で逮捕された元神戸市議会議員（自民党系会派）とは同僚議員である。

本件について、プランエム下請け事業者社長の回答書（添付1）から推測すると、同僚議員の逮捕を一部始終間近で見ていたプランエム代表の栄木真由美氏は、監査請求をされた際に証拠印刷物として提出するのを目的として少数の部数を印刷するなど、事前に隠蔽工作をしている可能性が極めて高いと考えざるを得ない。

2020年5月29日、かわさき市民オンブズマンは政務活動費に関する住民監査請求を起しましたが、監査委員は対象議員の聞き取りを妄信して判断されていたため、住民訴訟へと発展しています。

そのため、本件においても対象議員または2度の刑事告発歴のあるプランエム代表への聞き取りを妄信した監査では公平公正な監査結果にならないと考えられる。

また、本件の対象である二人の川崎市議会議員は、共に自民党所属の議員である。

本件を監査する2名の監査委員は、普段は自民党所属の監査委員と業務を遂行しているため、監査の対象議員が自民党所属の議員では客観的な第三者の立場で判断することが困難であると考えられる。

したがって、それらの懸念を払拭させるためには、本件は地方自治法第252条の43第1項の規定に基づく外部監査人による「個別外部監査」により監査を行なわれることが不可欠であるため、併せて請求する。

請求人の陳述録

まず、本件は、2人の自民党議員に対する監査請求です。そのため、本件を監査する2人の監査委員においても、ふだんは自民党所属の監査委員と業務を遂行している、いわば同僚であるため、客観的第三者の立場で判断することは困難であると考え、これらの懸念を払拭するため、個別外部監査を求めましたが、個別外部監査は認められず、議員たちが議会で選任した監査委員が監査することになりましたが、忖度感情がない公平公正な監査をしていただけると信じて陳述いたします。

市民の税金が元手である政務活動費の使用には高い透明性と適正さが求められますが、吉沢議員及び各務議員が委託契約を交わした個人事業者であるプランエムは、これから述べる4つの理由により、一般の会社は委託契約を交わさない事業者であります。そのため、両議員が委託契約を交わしていることに疑念を抱いています。

まず、理由1、所在地を虚偽する実体不明な事業者である。12ページの資料2を御覧ください。吉沢議員の領収書では、プランエムの所在地は浜松町2-2-5の浜松町ダイヤビルとなっています。

次に、14ページの資料3の右上を御覧ください。このプランエムの代表の名刺にも、所在地は同じく浜松町2-2-5の浜松町ダイヤとなっていますが、下の写真を御覧ください。現地調査したところ、こちらの所在地のビル名は浜松町営和ビルでございます。そのため、領収書や名刺に記載されたダイヤビルはそもそも存在しません。また、途中から名称が変わったわけでもなく、30年前からこちらは浜松町の営和ビルです。そして、プランエムの下請会社の社長は、プランエム代表の名刺記載の所在地に郵便物を送付したところ、宛名人不存在で戻ってきたとのこと。また、令和2年度の所在地は、なぜか浜松町2-2-15と変更されており、同じく浜松町ダイヤビルとなっていますが、正しい建物名は浜松町ダイヤハイツです。そして、現地にはバーチャルオフィスが存在するため、どちらにせよ、プランエムは実体不明な事業者と言えます。

次に、理由2です。10か月で5回も領収書の電話番号を変更する事業者である。追加証拠の①を御覧ください。プランエムは川崎市の議員だけでなく、東京都の議員とも委託契約を交わしていることが分かり、この事業者が2020年6月から2021年4月の10か月の間に発行した領収書5枚を添付していますが、全て領収書の電話番号が違います。果たして真っ当な事業者であれば、電話番号を使い分けたり、幾度となく変更することは考えられません。そのため、信用を第一とする一般の会社は委託契約を交わしたりしない事業者であると言えます。

次に、理由3、定められた料金設定がなく、金額を操作する事業者である。両議員が委託契約を交わした事業者には、定められた料金設定が存在せず、領収書によって広告や単価などの金額を操作している。18ページの資料12を御覧ください。プランエムは各務

議員の広報物の作成を本日来てくださった下請事業者へ丸投げしていますが、下請事業者のプランエムの請求書では、記載項目は1つだけです。

次に、10ページの資料1を御覧ください。令和元年度のプランエムの領収書には、上から、文章作成・校正料、ディレクション料、デザイン料、データ作成料などといった項目が追加されているが、意図的に過大請求するため、様々な請求項目を増やしたと思われる。

次に、追加証拠③を御覧ください。これらを裏づける証拠として、令和2年度の吉沢議員の2枚のプランエムの請求書を添付しましたが、ディレクション料、デザイン料、データ作成料のみで、令和元年度にあった文章作成・校正料の項目は消えています。となると、令和元年度の領収書の項目にある文章作成・校正料の6万円は、そもそも必要のなかった項目であることが分かる。

次に、追加証拠④を御覧ください。こちらは各務議員の令和2年度のプランエムの請求書を添付しましたが、文章作成・校正料は1万円と超大幅に減額されており、令和元年度の6万円から6分の1も安くなっているため、令和元年度は過大に請求額を増やしていたとしか考えられない。

次に、追加証拠⑥を御覧ください。ここには令和2年度の各務議員と吉沢議員が「新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策」と題したプランエムが作成したチラシを、都内Aさんは同じようなチラシを先にプランエムに依頼しています。追加証拠⑥のEからGを御覧ください。こちらは見て分かるように同じようなチラシです、3枚とも。もう1度追加証拠⑥のAを御覧ください。都内Aさんは政務活動費などの公金ではなく自費で支払っていますが、公金が元手である政務活動費から支払った各務議員と吉沢議員の請求書と比較すると劇的な差があります。3人とも同じような制作物ですが、自費で支払った都内Aさんの請求項目には、ディレクション料、デザイン料、文章作成・校正料、送料及び諸経費などの項目はなく、印刷部数は半分以下なのにチラシ1枚単価も大幅に安い。私が言いたいのは、プランエムに自費でチラシをお願いするとデータ作成費しか取りませんが、川崎市の税金から議員がチラシをお願いすると、なぜかディレクション料、デザイン料、文章作成・校正料、そして送料及び諸経費と項目が一気に増え、高額料金を請求することに大変不審に思います。川崎市の税金の場合は高額に徴収する川崎価格というのが存在していると言っても過言ではありません。このあたりの説明もプランエム及び両議員に求めます。これらのことから、プランエムには定められた料金設定がそもそも存在せず、前年度の領収書の項目は過大に請求額を上げるため金額を操作していたと疑わざるを得ない。

次に、11ページの領収書を御覧ください。こちらの領収書では、4万枚印刷してチラシ単価が6円です。

次に、12ページの領収書を御覧ください。こちらの領収書では、5,500枚印刷し

て、同じくチラシ単価が6円です。チラシの単価については、通常の印刷会社は、数量が多くなれば1枚当たりのチラシ単価は当然安くなりますが、印刷物が5,500部でも4万部でも印刷料のチラシ単価6円と同額なのは、真つ当な事業者では考えられません。

次に、10ページと11ページを御覧ください。こちら、10ページの領収書は合計金額が38万5550円で、11ページの領収書は合計金額71万3900円ですが、送料及び諸経費が一律3万7000円と同額なのは社会常識的に考えられません。

次に、追加証拠の③と④を御覧ください。令和2年度の全ての領収書は、送料及び諸経費が一律4,300円と大幅に減額されているため、前年度の一律3万7000円は、過大に請求額を増やすために金額を操作していたとしか考えられない。

次に、理由4、事業者は複数回も刑事告発歴のある人物が代表者である。16ページの資料6を御覧ください。ここには両議員の委託事業者であるプランエムの代表が過去に何度も刑事告発された詳細を添付していますが、これだけではございません。これらの詳細は後ほど●●●氏から陳述いたします。

次に、追加証拠の⑤を御覧ください。こちらには、ある刑事告発状を添付していますが、明日この告発状がようやく正式に受理されることが決定しています。告発状の内容は、今回の監査請求と同様に、東京都の議員が年度末にプランエムへ発注し、政務活動費から支出した複数の領収書についてです。プランエムの領収書に記載された印刷部数やポスティングは正しく行われていない可能性が極めて濃厚であるため、詐欺罪で刑事告発をいたしました。したがって、同時期に同様に同じ手口で年度末にプランエムと取引をされている吉沢議員と各務議員についても、議員への聞き取り調査だけでなく、プランエム代表を呼び出し、印刷発注履歴での枚数の確認や、実際に支払った履歴などを確認することを監査委員に求めます。

次に、個別の疑惑について陳述いたします。まず、各務議員から。10ページと11ページを御覧ください。各務議員がプランエムに支出した2枚の支出伝票は、2枚とも実施年月日は3月30日となっていますが、実施とは計画などを実際に行うことを指します。すなわち、3月30日までにチラシの印刷だけでなくポスティングまでもが終了していないと、支出伝票は虚偽の記載ではないでしょうか。また、3月30日に実施したこととされている2つの市政報告書の合計印刷部数は5万7500枚ですが、プランエムの領収書には3万2000枚のポスティング料も記載されているため、残りの印刷部数は2万5500枚しか存在しないはずで

次に、17ページの資料9を御覧ください。同日、3月30日には、地元のポスティング会社には4万5000枚のポスティングをしたことになっている領収書が存在しています。つまり、3月30日に5万7500枚を印刷して、3月30日に7万7000枚のポスティング費用を捻出していることになるため、印刷枚数よりポスティング枚数が約2万枚も多いのは、内容が虚偽であるとしか考えられません。

次に、9ページの添付1の回答書を御覧ください。こちらは、私の質問に対して、プランエムの下請事業者は、4月15日にプランエムへ完成したチラシデータを送っているため、そこから印刷してポスティングをするとなると実施年月日は5月以降となり、令和元年度ではなく令和2年度の支出となるのではないのでしょうか。各務議員には、これらの支出伝票の実施年月日を3月30日とされたことについて説明を求めます。

また、この回答書の中で、年度末に余った予算の政務活動費取得目的で行った、監査の際の担保に少々要するため作成したと不正の可能性を示唆する内容もあるため、あらかじめ監査委員を出し抜くために隠蔽工作を計画していたとなれば極めて悪質であります。したがって、委託内容及び金額に不当性があり、政務活動費として求められる透明性、適正性に反するため、返還を強く求めます。

次に、吉沢議員についてです。19ページを御覧ください。こちらは、吉沢議員の支援者が2020年7月下旬頃に吉沢議員へ市政報告のチラシを見せてほしいとお願いしたところ、一旦は拒否をされ、その3週間後ぐらいに支援者のもとへ、自身の名前のスペルを間違えた素人が作成したような低品質の粗悪なチラシが3枚送られてきましたが、3枚とも名前のスペルが間違っているため、7月頃にまとめて作成したものではないのでしょうか。この市政報告の実施年月日は3月23日となっているため、本当に令和元年度に行われたのか、監査委員からプランエムに対して発注履歴の分かる書類などの提出を求め、調べていただきたい。

次に、20ページの資料15を御覧ください。また、吉沢議員の支援者が市政報告チラシを印刷している印刷会社を教えてくださいませんかと吉沢議員にメールしたところ、プランエムではない別会社を紹介されていますが、吉沢議員の市政報告の支出伝票はプランエムしかないため、支援者にうそをついてまでプランエムの存在を隠す必要が果たしてあるのでしょうか。議員という立場でありながら、自身の支援者に対してうそまでつくのは、プランエムと共謀してやましいことがなされているとしか考えられません。以上のことから、吉沢議員は政務活動費の余剰金を返還することを免れ、財産上、不法の利益を得ていた可能性が十分考えられます。

最後に、1つの市民団体が多大な時間、労力、お金を使い調査をした結果、これほどまでの不自然、不合理、不透明な実体が発覚したため、監査請求を起し、本日、陳述をさせていただきました。議員による聞き取り調査だけでなく、共謀していると思われる個人事業者のプランエム代表からの調査を十分行った上で判断をお願いいたします。

私の陳述は以上となりますが、次に、この陳述のために数日間仕事を休み、遠方からわざわざ来ていただきました●●●氏が陳述いたします。

●●●と申します。私は、職業は選挙関係の広告をつくっております広告代理店のオーナーをいたしております。

金屋さんから昨年夏頃DMをいただきまして、プランエムについての当時は詰問のような形の質問をされました。同じような一蓮托生じゃないかという内容のことでありましたが、金屋さんとメールでコミュニケーションを図っているうちに、お住まいになっている川崎市のこと、川崎市の税金の使い道のことを真剣に考えておられる方だなどと思ひまして、私は、協力をすることは協力していかなければいけないと思ひまして、プランエムの下請業者であります。真実を述べることによって川崎市に幾ばくかの貢献ができたなら、金屋さんの気持ちも、また川崎市民のためにも、また国からの助成金を受けている川崎市のためにも、国民のためにも役に立つんじゃないかと思ひまして、私は、本日は神戸からやってきました。

先ほど来、根本的に政務活動費を使う業者というのは、一つのモラル、コンプライアンスがあるところに発注しなければいけないという大義があるかと思ひます。よって、プランエムはどういうものかということは、るる金屋さんのほうから陳述されたとおりに思ひますが、補填させていただくならば、兵庫県、また神戸市も非常に政務活動費の問題に関しましては、使い道に関しましては当初ルーズなところがありまして、皆様方、御記憶に残っておるかと思ひますが、泣いて記者会見をした●●●●●●、●●●●●●さん、後日、起訴され、有罪が確定いたしました。また、●●●●●●の●●●●●●さんとの問題が報じられた際に、また問題が発覚した●●●●●●さんも、起訴され、有罪が確定しております。また、プランエムの代表者であります柴木真由美さんも、この件につきまして、いろいろ政務活動費、●●●●●●さんの事件で共犯者として調べられましたが、出入り業者が証拠物の提出を拒否したために起訴猶予となっております。

それだけでなく、柴木さんに関しましては、経歴がホームページなどでも元神戸市議員ということをしておりますので、その辺を少しだけ、端的に説明させていただきますならば、一番最初に神戸市議員に立候補した際に、補欠選挙で立候補いたしております。そのときに住まいが大阪市●●●●●●に住んでおりましたので、居住実態の問題で、当選後、刑事告発をされております。刑事告発をされましたが、柴木真由美さんは非常に虚偽の証拠をつくるのが得意で、住民票を置いていたマンションの前に自分の車を停めて、自ら110番して駐車違反の切符を切らせたり、また、アマゾンに時間指定で本を買ってマンションの入り口で受け取ったり、住んでおることを証明という、ある意味で有意な乙号証をたくさんそろえたために起訴を免れたということが居住実態問題であります。

また、次は、立候補した際に、無所属で立候補したにもかかわらず、日本維新の会という名前を——関西では関東と違ひまして、日本維新の会の名前を出すだけで上位当選ができますので、日本維新の会という名前を事前の政治活動のチラシに大きく記載をし、また、選挙のポスターにも日本維新の会と名前を書いたことにより、公選法の虚偽事項公表罪に該当するというので、日本維新の会の●●●●●●代議士から刑事告発を受け、捜査を受けております。しかしながら、同罪は故意犯が限定でありますので、知らないでやった

した。この件が落ち着いた暁には、川崎市もそのように新しい第一歩を踏み出されたいなと私は思いますし、事件がどうあろうとも、やはり事務局を通じてきちっとした目視をするということも大切じゃないかなと思います。

話をまた元へ戻しますが、吉沢直美さんと栄木さんが知り合った原因は、川崎市の政務活動費の捻出がしやすいということに目をつけた栄木が、私の知人でありますA氏に、川崎市で誰か知り合いはいないかということのリクエストいたしました。すると、A氏は、衆議院議員であります●●●●の秘書をしておりました吉沢直美さん、また、その秘書であります第一秘書のA氏に、私の知り合いであります紹介者A氏が●●事務所に電話してコンタクトを取りまして、一昨年(2019)の10月か11月に武蔵小杉駅前のイタリア料理店で、吉沢直美さんと、Aという男の子が仲介で、栄木真由美の3人がイタリア料理を食べながら会っております。

そのときに名刺交換をしたらしいんですが、まだ吉沢直美さんは広告会社、選挙プランナーとお付き合いがなかったかのように、お役所の職員さんがお持ちであるような白と黒の縦書きの川崎市議会議員、吉沢直美と書いたシンプルな名刺を栄木真由美さんと交換したらしいです。そして話が弾んでいくときに、年度末が来たら、消費していなければ政務活動費は返還をしなければいけないというルールは御存じですか、そういうことがあったら、せっかく手にしたものを返すというのはもったいないじゃないかと。そう言えばそうなんですけれども、もったいないという感覚もおかしいとは思いますが。ということで、栄木さんと吉沢さんのお付き合いを始めたきっかけが、もったいない、返すのが嫌だというのが動機だということ、まずお話をさせていただきたいと思います。

そして、先ほど金屋さんは地域の方から吉沢直美さんの市政報告を入手されました。私は仲介したA氏からVOL1、2、そしてコロナ号というものを——コロナ号は今回の請求事案には入っておりませんが、請求事案の内容を補填するために必要なことであるので、お許しください。VOL1、2、コロナ号が送ってこられました。それが皆さんの手元にある吉沢直美さんのVOL1、2であります。これが2020年の3月31日までに作成されたということです。予算を返還しなくてもいいようにされておるとは思いますが、これの手触りを見ていただいたら分かりますように、追加証拠の第何号ですかね。

現物はないですけれども、これですね。追加証拠2番。

追加証拠に書いてあると思いますが……。

追加証拠2番です。

吉沢直美さんは、プランエムにコート90ということで、コート90の重さで市政報告をつくったということを申告されております。これを持っていただいたら分かると思います。そして、偶然今日見たんですけれども、先ほど金屋さんがおっしゃった市民の方が請求を起こしたやつ、リクエストして手に入れたやつの中の重さには、プリント業者の請求には55か何かで書いていたんですよね。ふだんから吉沢さんは、チラシを発注するとき

は五十何グラムのやつを発注する癖があったんだと思うんですけども、それは分かりかねますけれども、少なくとも吉沢さんが返還を逃れるために請求書に起こしておるのはコート90キロ、現物はコート90キロじゃないということが私は言いたいわけですね。そして、手に入れたのは、私のところに送ってきたのが2020年度の7月時分でしたから。これは送ってきました。

そして、5月か6月にコロナ号を吉沢さんは発注しておりますが、これは現実は何枚か刷っておると思うんですけども、これもいろいろ問題がありまして、3つ折りにしたら名前が表示されないというような、本当に選挙プランナーが印刷をしたのかなというような問題、そしてまた、素人が多分つくったと思うんですけども、業者がつくったとは考えがたい、返済不要と書いたところに線種だけしか表示されていない。これはどういう説明をしたらいいのか、とにかくプロがAIでつくったやつではないということが私は言いたいわけです。

だから、吉沢さんのやつは、端的に問題としたら、請求しているコート90キロのものじゃないもので、実際はコート90キロじゃないものをつくっておるにもかかわらず、虚偽の請求書を議会事務局に提出しておるのが吉沢直美さんであるということですね。急場しのぎでつくったからだと思うんです。なぜなら、N o m i、N o m iと——政治家だからルビは大事ですよ。キチザワチョクミさんではないので、吉沢直美さんの名前の下には、普通でしたら「よしざわなおみ」と平仮名で打つところを格好よくローマ字で書いたと思うんですけども、焦ってつくったところでメッキが剥げたという表現を関西ではするんですけども、N o m i Y o s h i z a w a となっておるということは先ほど金屋さんがおっしゃったとおりだと思います。そして、私が言いたいのは、この重さが絶対に違うということ。吉沢さんについてはそうであります。以上であります。

次、各務さんについてであります。各務さんからの仕事を頼むと言うて下請をしたのは私のところの会社であります。4月の初めにプランエムから電話で依頼が来まして、各務雅彦の市政報告をつくってくれへんか、適当でええんやと。ホームページに1が載っておるから、2、3ということで2種類つくってくれ、何でもええからということで、何でもええからといったって、あまりにもひどいものをつくれないということで、私どもは短時間に精魂込めてVOL2、VOL3をつくらせていただきました。しかしながら、先ほど来、急いで栄木さんが年度末に帳尻を合わせるために、請求品目では、VOL2がVOL1になり、VOL3がVOL2になって、ずれているんですよ、請求品目が。これ自身も軽率な行為が、お互いが現れておると思います。

先ほど金屋さんは値段のこともプランエムのことばかり言いましたが、発注する側から、やっぱり安いほうにしなければいけない。税金を使っておるんだという本当の信念があったら、そういうことは絶対起きないと思いますし、各務さんに至っては、私のところは、最初は非常に乗り気じゃなかったんです。なぜなら、4月に入って——ここなんで

す、私が嫌だったのは。4月に入ったのに、3月30日付、3月31日付号にしてくれということプランエムからの依頼があった。それに対して私は非常に嫌な雰囲気でしたので、嫌だと思っておりました。普通、注文が入ったら完成して市民の皆さん方に――例えば、5月に注文が入ったら、6月、7月に出来上がるので初夏号にするとか、7月号にするとか、後の日にちにするのはよくありますけれども、依頼が来て、市政報告をつくって、4月15日にデータを送っておるんですね、にもかかわらず。4月15日にプリントバックという会社のテンプレートに載せたAIデータを送っておりますから、プロしか見れません。栄木さん自身も中身は見ていないと思いますけれども、それが3月30日号と3月31日、VOL2、VOL3、請求品目はなぜかVOL1、VOL2。

ということは、絶対に今日は8月4日なら明日は8月5日なんです。絶対にね。4月15日に私がデータを渡したものが、3月30日に出来上がったり、3月31日に出来上がるということは、地球が反対の方向に回らん限り絶対起きんことなんです。絶対に。そういうことを依頼されることに対してお手伝いしたことに対して、私は非常に反省をしております、今日、金屋さんのピュアな気持ちに同意いたしまして、本来、下請業者が元請業者のことをペラペラしゃべるといことは商人のマナーに反することかも知れませんが、商人のモラルと市民の血税の問題とのバランスを取って考えたら、やはり正直に言うことだし、私も言うてすっきりするならば本当のことを言わせていただきたいと思います。4月15日に、テンプレートというのは、プリントバックしか開かないデータを私は送りました。しかし、その中のデータは3月30日付です。2020年の3月30日。ということは、2019年度予算を、返還を逃れるための道具に私のところは使われたんじゃないかということで憤りを感じております。

それに対して、発注が、もし年度内にやった、何とかという言い訳を仮に各務さんがするならば、何でポストिंगの請求がそこへ出ているのかということも私にとったら不思議だし、不思議なことだらけなんですよね。要するに、端的に言うたら、4月15日のものが3月30日、31日付はおかしい、それだけでございます。あとは監査委員の方の御判断で、先ほど来、金屋さんがおっしゃっておられる情熱を持ってやられておることについて、調べて、当事者から聴取をされて、真実を明らかにされて、もしくはそれが虚偽のことであるということが発覚になったら、虚偽のことが発覚されないようなシステムづくりをしていただいたら金屋さんも本懐を遂げるんじゃないか、また市民の皆様方も納得するんじゃないかと思います。

少し時間があるので、代表監査委員の方に先にお聞きします。立会いの方というのは議会の事務局の方なんですか。

私、ちょっと不思議に思うんですけれども、監査委員会というのは、行政のトップから行政の職員に至るまでのおかしいということを監査する行政委員会ですよね。要するに、吉沢さんを追及する問題でも各務さんを追及する問題でもなくて、吉沢さんや各務さんが

頼んない——関西弁で失礼しますけれども、頼んない請求書や領収書を上げてきているのに、何でもかんでも税金を支出していることを監査するための委員会だと私は認識しておるんですけども、よって、今日は、当事者である監査委員の方は、4人いつも先生方がおられるはずですけども、当事者が同業者の方はのいてはるとというのが現状ですよ。なら、議会事務局というのは、国会で言うたら、三権で言うたら行政じゃないですか。議会事務局は行政じゃなくて立法、議員の皆さん方のお手伝いをされて、代表質問をするのでも、通達オーケーと議員が言うまで役所の職員には言わないというぐらい口が堅い議員側の人じゃないですか。なぜそれが立会人でいて、傍聴人の人数が制限されるのかも僕は素人なりに不思議だなと思う。どうですかね、その辺は。また、そういうことも含めて、せっかく来たんだから不思議に思ったことを、恐縮ですけども、吉沢さんと各務さんにお仕えしてはる方が私の右後ろにいて、ずっと耳を立てて聞いておるというのも不思議だなと思いますけれども、私はそれにプレッシャーを感じて何も言うてませんよ。だから、いささか問題はないんですけども、今後こういうような事案があった場合、言いにくい気の弱い人がいた場合、監査委員会がフェアに進んでいかないんじゃないかなと、今日はそう思ったわけ。

それは議会報か何かですか。

私は要望で言ったんですよ。

だから、時間を見てやっています。だから、私がこの事務局問題を言う前に、若干時間があるから言わせていただきますと代表監査委員の方には言ってしゃべったから、そのときに関して、時間のことを今おっしゃるんやったら、言う前に言うていただいたら、エトセトラの場合やから、そこで止めていただきたいと思います。

とにかく、要するに、4月15日にしか出してへんもんを各務さんが3月にやっておる。簡単な話。目方の軽いもんが、目方が重い請求をしておる。それを何でもかんでも事務局は受けて市長に請求しておる。これはおかしいというシンプルな事案なので、よろしくお願ひいたします。金屋さんがすごく純粋にやってはることを私は1年間見てきて、共鳴しておるからわざわざ来たんです。

政務活動費に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 100 条

1～13 略

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

17～20 略

2 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年川崎市条例第 11 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、川崎市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（会派及び議員の責務）

第 2 条 会派（所属議員が 1 人である場合を含む。以下同じ。）及び議員は、政務活動費の交付が、市政に関する会派及び議員の調査研究その他の活動を充実し、議会の活性化に資することを目的としていることを認識し、政務活動費を適正に使用しなければならない。

（交付の対象及び額）

第 3 条 政務活動費は、議長に結成の届出があった会派及び当該会派の議員（次項の規定により 50,000 円の額を選択した会派に所属する議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。

2 会派に対する政務活動費の月額額は、450,000 円又は 50,000 円のうちから各会派が選択した額に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

3 交付対象議員に対する政務活動費の月額額は、400,000 円とする。

4 第 2 項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については、変更することができない。

（交付の方法）

第 4 条 政務活動費は、規則で定める政務活動費の交付日（以下「交付日」という。）における会派及び交付対象議員に対して交付するものとする。

2 前条第 2 項の所属議員数は、交付日における各会派の所属議員数とする。

3 各会派の所属議員数の算定については、同一議員につき重複して行うことができない。

4 交付日において次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該交付日の属する月分の政務活動費については、当該事由が生じなかったものとみなす。

(1) 議員の任期満了

(2) 議会の解散

(3) 議員の辞職、失職、死亡又は除名

(4) 議員の所属会派からの脱会又は除名

(5) 会派の解散

(6) 議員の会派への加入

5 新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第 1 項の規定による申請があった場合で、当該申請のあった日が、その日の属する月の交付日前であるときは当該月分の政務活動費から、当該交付日以後であるときは当該月の翌月分の政務活動費から交付する。

6 一般選挙が行われたため、新たに会派を結成し、又は新たに交付対象議員となり、次条第 1 項の規定による申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、当該申請のあった日の属する月分の政務活動費から交付する。ただし、当該月分として、既に政務活動費が交付されている場合は、

この限りでない。

(交付の申請及び決定)

第5条 会派の代表者(所属議員が1人である場合にあっては、当該議員をいう。以下同じ。)及び交付対象議員は、その年度における政務活動費の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。

(変更の届出)

第6条 会派の代表者及び交付対象議員は、前条第1項の規定により申請した事項について変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を市長に届け出なければならない。

(増額の申請及び決定)

第7条 前条の場合において、会派の所属議員の数の増加に伴い、政務活動費の増額の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、その旨を当該会派の代表者に通知しなければならない。

(減額等の決定及び通知)

第8条 市長は、第4条第4項第1号、第2号若しくは第5号に該当する事由が生じたとき、又は第6条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る変更が第4条第4項第3号若しくは第4号のいずれかに該当するときは、政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないこととすることができる。この場合において、所属議員が1人である会派の当該所属議員が同項第3号に該当したときは、同項第5号に該当するものとみなす。

2 市長は、前項の規定により政務活動費の交付額を減額し、又は交付しないことを決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに議長を経由して、当該会派の代表者又は当該交付対象議員に通知しなければならない。ただし、第4条第4項第1号、第2号又は第5号に該当する場合で、交付しないこととしたときは、この限りでない。

(経理責任者の設置等)

第9条 政務活動費の交付を受けている会派は、政務活動費に関する経理を的確に処理するため、所属議員の中から経理責任者1人を置かなければならない。ただし、所属議員が1人である場合は、当該議員がその職務を行うものとする。

2 交付対象議員は、交付を受けた政務活動費の経理を的確に処理しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第10条 政務活動費は、会派及び交付対象議員が行う政務活動(調査研究、研修、広報、広聴(市民相談を含む。)、要請、陳情、各種会議の開催、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、その内容を市政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。次項において同じ。)に資するため必要な経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に資するため必要な経費に充てることができるものとする。

(収入及び支出の報告等)

第11条 会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、前年度の交付に係る政務活動費の収入及び支出についての報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 前項の規定により収支報告書を提出する場合においては、支出に係る領収書その他の支出を証明する書類(以下「領収書等」という。)の写しを添えて、提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定による収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)の提出があったときは、速やかにその写しを市長に提出しなければならない。

(剰余金の返還)

第12条 会派の代表者及び交付対象議員は、交付された政務活動費に剰余金が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に返還しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第 13 条 市長は、会派又は交付対象議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定め違反したものであると認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、規則で定めるところにより、その旨を会派の代表者又は交付対象議員に通知するものとする。

(政務活動費の返還命令)

第 14 条 市長は前条の規定により、政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、規則で定めるところにより、会派の代表者又は交付対象議員に期限を定めて、既に交付した政務活動費の全部又は一部を返還するよう命ずるものとする。

(収支報告書等の閲覧等)

第 15 条 議長は、第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定により収支報告書等が提出されたときは、規則で定めるところにより、不開示情報（川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第 1 号）第 8 条に規定する不開示情報をいう。）が記録されている部分を除き、当該収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない。この場合において、当該収支報告書等の写しの請求があったときは、その写しを交付しなければならない。

2 前項の規定による収支報告書等の閲覧に係る手数料は、無料とする。

3 第 1 項の規定による収支報告書等の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、その写しを請求する者の負担とする。

4 第 1 項の規定により収支報告書等を閲覧し、又はその写しの交付を受けた者は、それによって得た情報を適正に用いなければならない。

(準用)

第 16 条 第 11 条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「前年度」とあるのは「会派が解散し、所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった年度」と、「毎年 4 月 30 日までに」とあるのは「速やかに」と、第 12 条、第 13 条及び第 14 条の規定中「代表者」とあるのは「代表者であった者（所属議員が 1 人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 略

別表（第 10 条関係）

経費の区分	支出できる経費	
	内容	種類
1 調査研究費	会派又は交付対象議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究をするのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、バス等借上料、出席負担金等
2 研修費	会派又は交付対象議員が研修会を開催し、又は他の団体等が開催する研修会に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、講師謝礼、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
3 広報・広聴費	会派又は交付対象議員がその活動若しくは市政について市民	会場借上料、印刷製本費、ホームページ等製作費、食糧費、送料、旅

	に広報し、又は市民の要望、意見等の聴取若しくは市民相談を行うのに要する経費	費等
4 要請・陳情活動費	会派又は交付対象議員が国等に対する要請又は陳情の活動を行うのに要する経費	印刷製本費、旅費等
5 会議費	会派又は交付対象議員が各種会議を開催し、又は他の団体等が開催する意見交換会等各種会議に参加するのに要する経費	会場借上料、委託料、食糧費、印刷製本費、消耗品費、資料購入費、旅費、出席負担金等
6 資料費	会派又は交付対象議員がその活動に必要とする資料を購入し、若しくは利用し、又は作成するのに要する経費	印刷製本費、委託料、図書雑誌購入費、新聞購読料、データベース利用料等
7 人件費	会派又は交付対象議員がその活動の補助者を雇用するのに要する経費	報酬・日当、交通費、社会保険料等
8 事務費	会派又は交付対象議員がその活動に係る事務を処理するのに要する経費	消耗品費、事務機器・備品等賃借料、事務機器・備品等購入費、電話料、送料等
9 事務所費	会派又は交付対象議員がその活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所賃借料、維持管理費等

3 川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例施行規則（平成 13 年川崎市規則第 16 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例（平成 13 年川崎市条例第 11 号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（交付日）

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める交付日は毎月 10 日とする。ただし、その日が川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第 16 号）第 1 条第 1 項に掲げる市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の前日を交付日とする。

2 条例第 4 条第 6 項（ただし書を除く。）の規定により政務活動費を交付する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、市長が指定する日を交付日とする。

（政務活動費交付申請書及び政務活動費交付決定通知書）

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定による申請は、政務活動費交付申請書（会派用）（第 1 号様式）又は政務活動費交付申請書（交付対象議員用）（第 1 号様式の 2）によるものとする。

2 条例第 5 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第 2 号様式）によるものとする。

（政務活動費交付申請事項変更届）

第 5 条 条例第 6 条の規定による届出は、政務活動費交付申請事項変更届（会派用）（第 3 号様式）又は政務活動費交付申請事項変更届（交付対象議員用）（第 3 号様式の 2）によるものとする。

（政務活動費増額交付申請書及び政務活動費増額交付決定通知書）

第 6 条 条例第 7 条第 1 項の規定による申請は、政務活動費増額交付申請書（第 4 号様式）によるものとする。

2 条例第 7 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費増額交付決定通知書（第 5 号様式）によるものとする。

（政務活動費減額等決定通知書）

第 7 条 条例第 8 条第 2 項の規定による通知は、政務活動費減額等決定通知書（第 6 号様式）によ

るものとする。

(請求書の提出)

第8条 会派の代表者及び交付対象議員は、毎月、当該月分の政務活動費について、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号。以下「金銭会計規則」という。）第82条の規定により請求書を提出しなければならない。

(支出の方法及び書類の保存期間)

第9条 条例第10条に規定する経費の支出は、会派にあっては会派の代表者の決定を経て経理責任者が処理し、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が処理するものとする。

2 経理責任者及び交付対象議員は、経費を支出したときは、領収書その他の支出を確認する書類（以下「支出確認書類」という。）を徴しなければならない。この場合において、支出確認書類を徴することができないときは、会派にあっては会派の代表者、交付対象議員にあっては当該交付対象議員が作成する支払証明書（以下「支払証明書」という。）をもってこれに代えることができる。

3 経理責任者及び交付対象議員は、毎年度、会計帳簿を調製し、前項に規定する支出確認書類及び支払証明書を整理した上、これらを収支報告書を提出した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(政務活動費収支報告書)

第10条 条例第11条第1項の規定による収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書（会派用）（第7号様式）又は政務活動費収支報告書（交付対象議員用）（第7号様式の2）によるものとする。

(剰余金の返還)

第11条 条例第12条の規定による剰余金の返還は、市長の発行する納付書により、速やかに行うものとする。

(交付の決定の取消通知)

第12条 条例第13条の規定により政務活動費の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、取消し内容及び理由を記載した書面により通知するものとする。

(返還命令)

第13条 条例第14条の規定による返還命令は、返還の期限その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 条例第14条の規定による政務活動費の返還は、金銭会計規則第52条又は第60条の規定により行うものとする。

(収支報告書等の閲覧等)

第14条 条例第15条第1項の規定による収支報告書等の閲覧は、政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日から、議会局において休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで行うものとする。

2 前項の収支報告書等を閲覧する者は、当該収支報告書等を汚損し、又は破損することがないようにしなければならない。

3 条例第15条第3項に規定する収支報告書等の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。

(準用)

第15条 第9条第3項及び第10条から前条までの規定は、政務活動費の交付を受けている会派が解散し、所属議員が1人である会派の当該所属議員が辞職し、失職し、死亡し、若しくは除名され、議会が解散し、議員の任期が満了し、又は交付対象議員でなくなった場合について準用する。この場合において、第9条第3項中「経理責任者」とあるのは「経理責任者であった者（所属議員が1人である会派の当該所属議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と、「交付対象議員」とあるのは「交付対象議員であった者（交付対象議員が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 略